

訪問看護サービス利用契約書

_____様（以下、「利用者」という。）と訪問看護ステーション ブランカ（以下、「事業者」という。）は、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及び本契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約締結の日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

（訪問看護計画とサービスの提供）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書及び利用者の居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）に沿って、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画を作成し、これに沿って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。

2 事業者は、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）が作成されていない場合でも訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に説明します。

3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整を行い、訪問看護計画の変更の対応を行います。

（サービス提供の記録等）

第4条 事業者は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

（利用者負担金の滞納）

第5条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をしたときは、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、居宅サービスの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。

3 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解約権)

第7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。この場合事業者は、主治医および居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者に連絡します。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 二 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 三 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 四 第7条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき
- 五 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了されます
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - (二) 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
 - (三) 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報をを用いる場合は、利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いませぬ。ただし、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者が、利用者及びその家族から、居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)に位置付けたサービス事業者が個人情報を使用することについて、同意を得ている場合はこの限りではありません。

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

(緊急時等の対応)

第12条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

2 事業者は、契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし事業者は感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

(契約外条項)

第13条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

(続柄)

印

事業所

所在地 広島市安芸区船越南三丁目23番2号

事業者名 昌明産業株式会社

訪問看護ステーション ブランカ